

復興整備計画

亘理町・宮城県

平成24年7月9日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

- 計画区域：亶理町の全域

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた亶理町の産業・雇用を回復させ、町民の居住の確保に取り組み、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指す。亶理町の復興に向けたまちづくりを進める上で、歴史と人々の暮らしを尊重し、これまで育んできた『山紫水明の地』を将来の世代に手渡していく。

【安全・安心・元気のあるまち 亶理 ～ 亶理らしさを守り・生かした 町民が主役の復興まちづくり ～】

①「安全」と「安心」を確保するまちづくり

- ・「減災」を念頭に多重防御により、避難道路整備や津波防御対策を行い、安全・安心の確保に取り組む。
- ・壊滅的な被害を受けた地区については、その一部を移転するとともに、避難路、避難施設の整備や防災意識の醸成を図り、津波による死者をゼロにする地域づくりを進める。

②「暮らしやすさ」と「亶理らしさ」があふれるまちづくり

- ・地域と連携し、防災集団移転促進事業や災害公営住宅などの整備を進め、居住の確保、定住化に努める。
- ・公共施設の整備や子どもたちが通う学校の復旧整備を進めるとともに、浸水地域を中心に公園を整備し、緑と笑顔があふれる自然と共生したまちづくりを進める。

③「なりわい」と「にぎわい」のまちづくり

- ・地域の産業回復に向けて、水産業及び農業に係る施設を回復・発展させ、雇用の場を回復させる。
- ・「産業振興」と「雇用創出」に向けて、企業や再生可能エネルギー施設の誘致、新たな6次産業化を促進する。
- ・鳥の海周辺一帯を「鳥の海八景」と位置づけ、既存の優れた資源の活用、拡充しながら、復興のシンボルとして、観光・交流人口を回復させる。
- ・農地の大区画化による生産性の向上を図るとともに、いちご農地については、いちご団地及びいちご選果場等の整備を図り、農業の積極的な復興を図る。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ①今後想定される最大級の津波に関しては、ハードとソフト施策等を組み合わせ、災害による被害を最小限にとどめ、人命や財産を守る。
- ②既存の市街地を基本に被災世帯の居住の場を確保し、コンパクトなまちづくりを進める。
- ③津波被害を受けた農地については、農地として復旧・復興するとともに、ほ場整備事業等により生産性の高い農地整備を実施し、引き続き水稻やいちご栽培を中心とした農地利用を図る。
- ④農業、水産業の復興とともに、優れた地域資源を活用した観光・交流拠点の形成を図る。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ①東日本大震災の津波による被害を考慮し、海岸沿いの防潮堤（1線堤）、道路の嵩上げ等（2線堤）による多重防御施設を整備する。

- ② 2線堤の役割を担う（県）荒浜港今泉線（振替）及び（仮）町道橋本堀添線等より東の区域は災害危険区域に指定し、原則として住居の用に供する建築物の建築を規制する。
- ③ ②の災害危険区域（非可住地エリア）に居住していた被災者の居住地は、防災集団移転促進事業により被災地近傍の既存市街地（亶理、荒浜、吉田）の隣接地等に農業系土地利用との調整を図りながら「市街地復興エリア」（荒浜中野、亶理江下、吉田舟入北、吉田南河原、吉田上塚、吉田大谷地の6地区）を整備し、既存の様々な都市機能の集積を生かしたコンパクトな土地利用の誘導を図る。
- ④ 集団移転の対象となる荒浜地区（約21ha）、大畑浜南北地区（約10ha）及び吉田浜南北地区（約15ha）を含む災害危険区域の土地利用（跡地利用）は、以下に示すとおり、地区の特性を生かした復旧、復興を進め、新たなにぎわい、交流及び農業振興を図る。
- ・荒浜地区は、鳥の海の自然、温泉、スポーツ施設の立地等を生かした観光交流拠点の形成や、本町唯一の水産業の基地としての地域特性を生かした産業ゾーンの再生を図る。
 - ・大畑浜南北地区及び吉田浜南北地区は、ほ場整備事業（吉田東部2期）により、計画的に農業振興ゾーンの形成を図るとともに、沿岸部については防潮林を復旧し、公園・緑地利用を図る。
- ⑤ 津波による浸水、地盤沈下による塩害、排水施設等の農業用施設が被災した農地は、荒浜北部（約130ha）、高屋・鳥屋崎（約60ha）、吉田中部（約120ha）、吉田西部（約320ha）、吉田東部1期（約160ha）、吉田東部2期（約170ha）、吉田南部（約210ha）の7地区のほ場整備事業（7地区計約1,170ha）による大区画ほ場の整備を平成25年度から随時実施し、生産性の高い農業振興ゾーンの形成を進めるとともに、壊滅的な被害を受けたいちご農地については、本町の農業を代表する農産物の一つとして、浜吉田（約30ha）、開墾場（約30ha）、逢隈（約10ha）のいちご団地（3地区計約70ha）及びいちご選果場（約2ha）等の整備を平成24年度から実施し、積極的に早期の復興を促進する。
- ⑥ 阿武隈山地の一部を形成する山林ゾーンは引き続き適正な保全に努める。なお、町有林等の一部は、計画的に沿岸部の復旧・復興に必要な土砂の確保に活用する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺 1/25,000 以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		

(4) 集団移転促進事業	A 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（荒浜中野地区）</p> <p>実施主体：亶理町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～26年度</p> <p>集団移転促進事業に関する事項：別添「亶理町防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
	B 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下地区）</p> <p>実施主体：亶理町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～26年度</p> <p>集団移転促進事業に関する事項：別添「亶理町防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
	C 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北地区）</p> <p>実施主体：亶理町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～26年度</p> <p>集団移転促進事業に関する事項：別添「亶理町防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
	D 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田南河原地区）</p> <p>実施主体：亶理町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～26年度</p> <p>集団移転促進事業に関する事項：別添「亶理町防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
	E 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田上塚地区）</p> <p>実施主体：亶理町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～26年度</p> <p>集団移転促進事業に関する事項：別添「亶理町防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
	F 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地地区）</p> <p>実施主体：亶理町</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～26年度</p> <p>集団移転促進事業に関する事項：別添「亶理町防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>

(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		

(13) その他施設の整備に関する事業	G地区	事業名称：いちご選果場整備事業 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
	A地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（荒浜中野地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	B地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（亶理江下地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	C地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田舟入北地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	D地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田南河原地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	F地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田大谷地地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度

(注) 荒浜中野地区、亶理江下地区、吉田舟入北地区、吉田南河原地区、吉田大谷地地区は、事業区分「(4) 集団移転促進事業」と「(13) その他施設の整備に関する事業」の実施区域が重複している。

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）
●平成24年度から平成32年度まで
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
	該当なし						

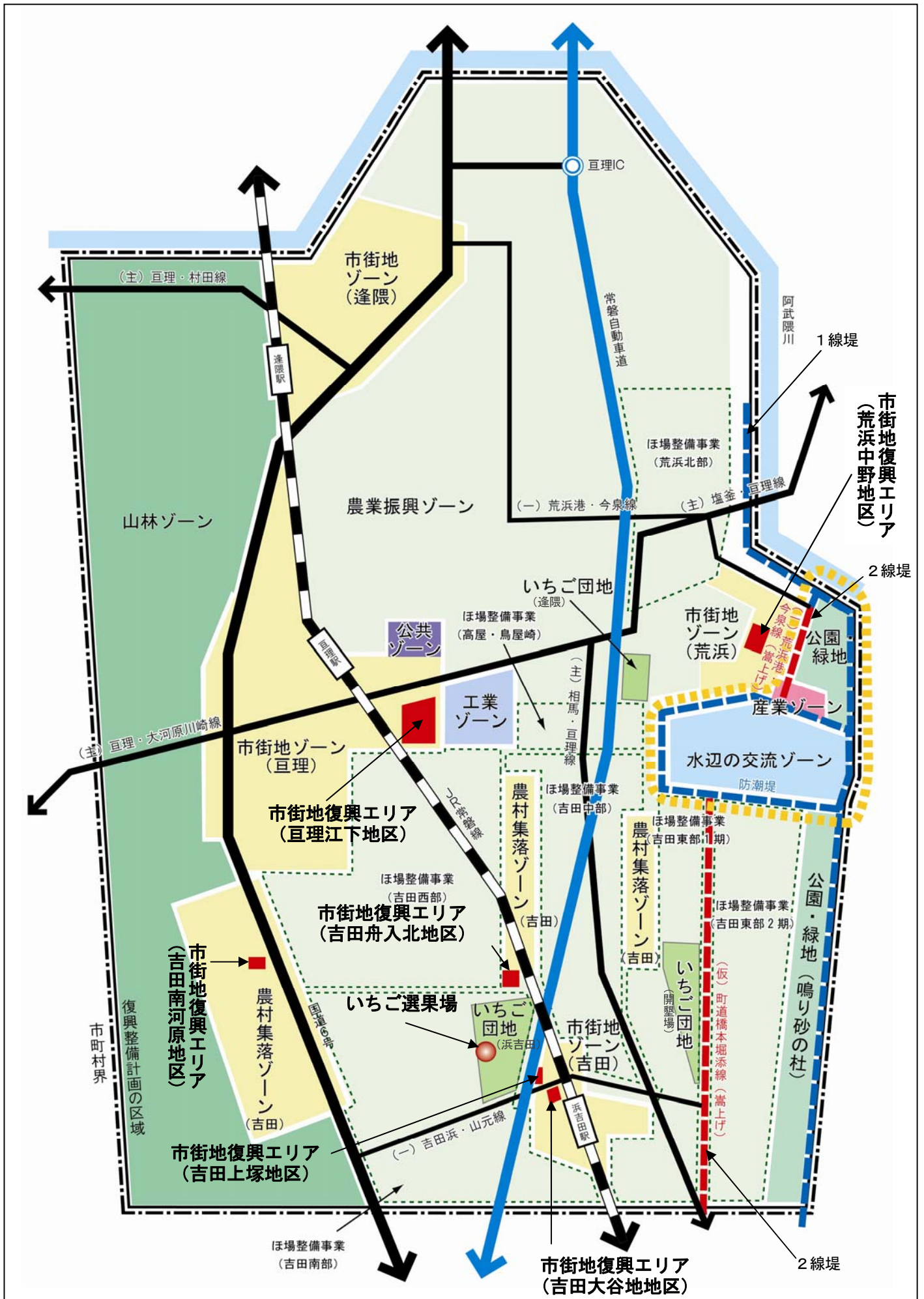
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

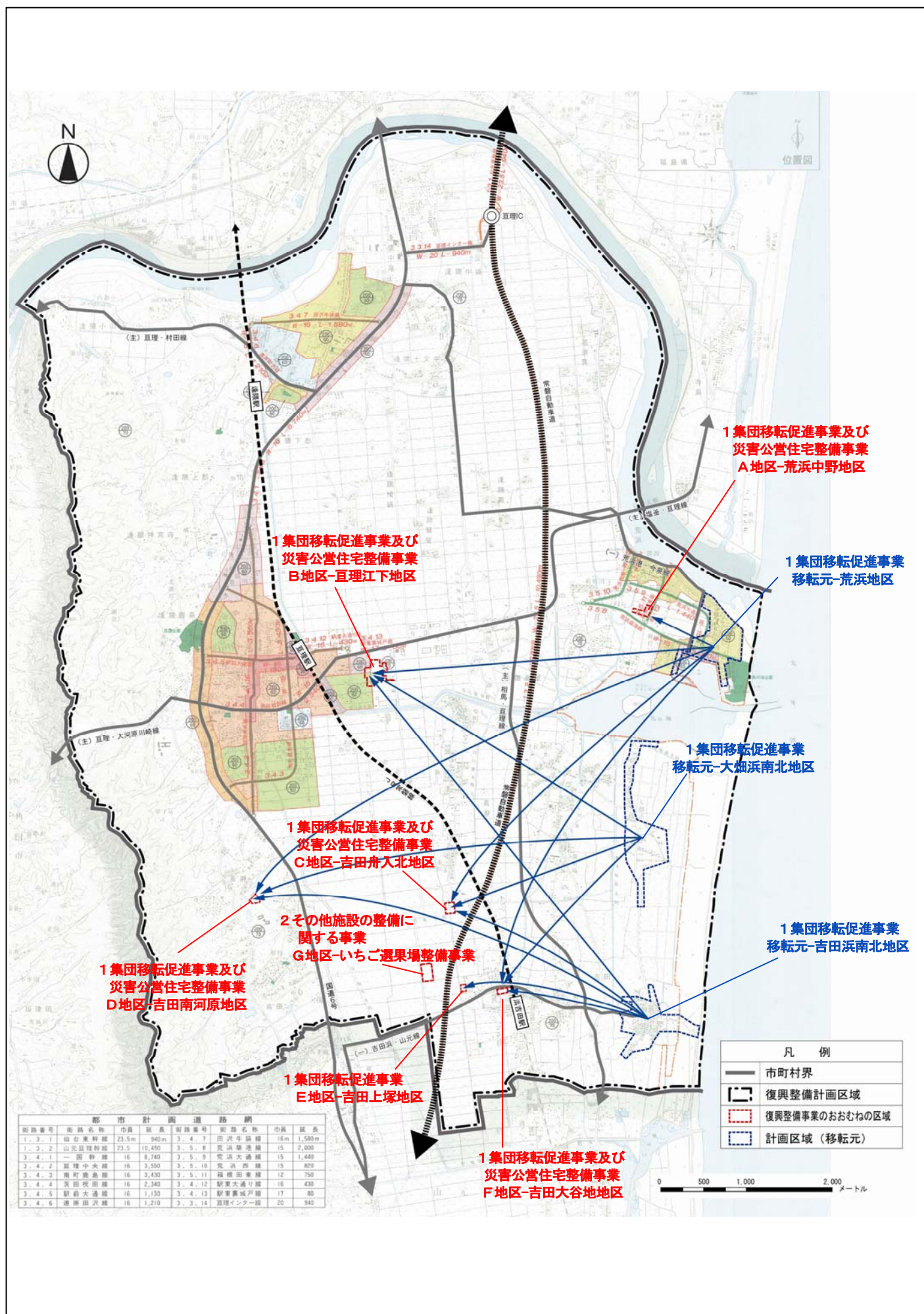
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法	自然公園法		漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業 及び災害公営住宅 整備事業 【荒浜中野地区】	A地区	○										
	集団移転促進事業 及び災害公営住宅 整備事業 【亘理江下地区】	B地区	○										
	集団移転促進事業 及び災害公営住宅 整備事業 【吉田舟入北地区】	C地区	○										
	集団移転促進事業 及び災害公営住宅 整備事業 【吉田南河原地区】	D地区	○										
	集団移転促進事業 【吉田上塚地区】	E地区	○										
	集団移転促進事業 及び災害公営住宅 整備事業 【吉田大谷地地区】	F地区	○										
2	その他施設の整備 に関する事業	G地区	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

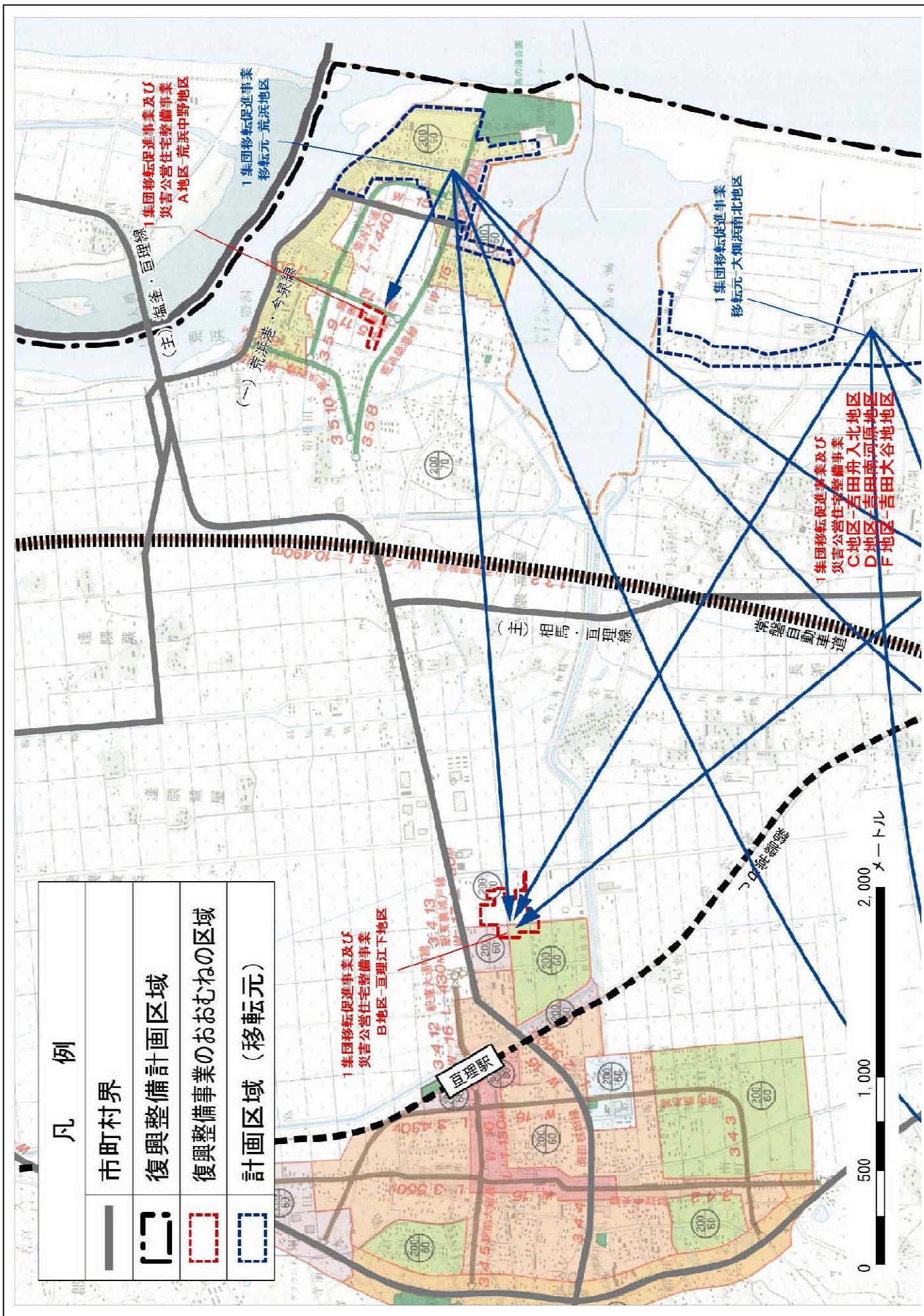
■土地利用構想図



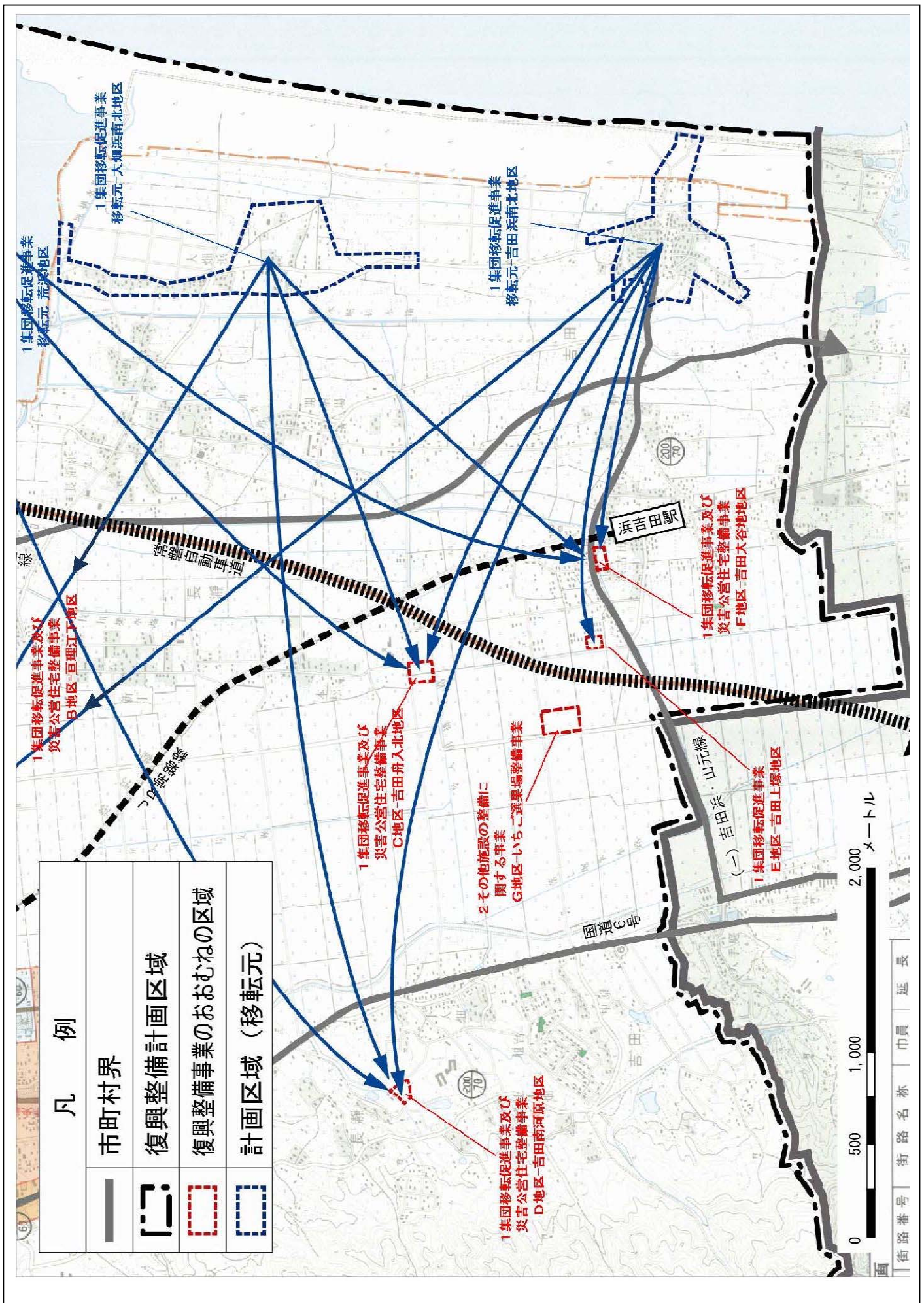
復興整備事業総括図（全体図）



■復興整備事業総括図（縮尺 1/25,000）



■復興整備事業総括図（縮尺 1/25, 000）



様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

①被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針
<p>○津波被害を受けた農地（約2,000ha）及び防災集団移転後の集落跡地（大畑浜南北地区（約10ha）及び吉田浜南北地区（約15ha））は、ほ場整備事業等により用排水路の改修、塩分除去、土壌改良等を実施し農地の復旧を図る。</p> <p>○水稻を中心とした作付を行っていた農地については、大区画ほ場整備や農地の利用集積を進め、引き続き高い生産性を有する水稻作付を促進する。</p> <p>○いちご栽培を行っていた農地については、新たにいちご団地を整備して生産基盤を集約し、引き続き高付加価値型施設園芸の復興を図る。また、JAみやぎ亘理管内（山元町含む亘理郡全域）に対応するいちご選果場を整備し、圏内農業の復興を促進する。</p>
②農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）
<p>○荒浜北部（約130ha）、高屋・鳥屋崎（約60ha）、吉田中部（約120ha）、吉田西部（約320ha）、吉田東部1期（約160ha）、吉田東部2期（約170ha）、吉田南部（約210ha）の7地区において、ほ場整備事業（7地区計約1,170ha）による大区画ほ場の整備を平成25年度から随時実施し、生産性の向上を図る。</p> <p>○施設園芸については、復興交付金事業を活用し、浜吉田（約30ha）、開墾場（約30ha）、逢隈（約10ha）のいちご団地（3地区計約70ha）や、浜吉田地区のいちご団地内にいちご選果場（約2ha）の整備を平成24年度から実施し、営農再開に向けた取組みを支援する。</p> <p>○産直施設や6次産業化の推進等に向けた直売施設、加工施設の整備を行う。</p>

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

①農地の確保の方針 （農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）
<p>○防災集団移転促進事業に係る土地利用との総合的な調整を図りながら、農地復旧事業と併せ、ほ場整備事業の継続・発展を図り、優良農地の確保及び拡大を図る。また、被災したいちご農地を集約したいちご団地及びいちご選果場等を整備する。なお、いちご選果場を亘理町に集約整備することについては、JAみやぎ亘理、山元町産業振興課との協議を了している。</p> <p>○地域農業の発展を図るため、以下の施策展開に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業等により高い生産性を有する農業生産基盤の整備や農業近代化施設（カントリーエレベーター・ミニライスセンター等）の整備等を推進する。 ・農用地利用計画を策定し、計画的に優良農地を保全するとともに、効率的な利用を促進する。 ・農業従事者の安定的な確保を図る。
②農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）
<p>○大畑浜南北地区及び吉田浜南北地区の集団移転跡地は、周辺農地と一体的にほ場整備事業により「農業振興ゾーン」として整備し、引き続き水稻を中心とした農地利用を図る。</p> <p>○浜吉田（約30ha）、開墾場（約30ha）、逢隈（約10ha）のいちご団地（3地区、約70ha）を整備し、いちご栽培を中心とした高付加価値型農業を促進する。</p> <p>○また、浜吉田地区のいちご団地の整備とともに、いちご団地等の生産基盤復興計画や交通条件などから農業振興に最も優れている浜吉田地区に「いちご選果場（約2ha）」を整備し、生産から出荷までの一連の流れを有する体制を構築する。</p>
③復興整備事業ごとの農地等との調整状況
○別紙様式のとおり

- (注) (1) 1 の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
A地区	荒浜中野区	集団移転促進事業 及び 災害公営住宅整備事業	住宅地	2.0	1.9	1.9	-	亘理町	H24～ H26年度	113人 (40世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	<ul style="list-style-type: none"> ○移転元面積（買取面積） <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 21.2haの一部 ○土地利用区分（移転元） <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域内 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域の用途地域外 1.9ha ○移転人口、世帯：113人、40世帯 ○住宅別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅：88人、31世帯 ・公営住宅：25人、9世帯 ○移転跡地利用計画 <ul style="list-style-type: none"> ・産業ゾーン ・公園・緑地

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農 地 面 積	農 振 地 域 面 積	農 用 地 区 域 面 積					
B地区	亘理江下 地区	集団移転促 進事業 及び 災害公営住 宅整備事業	住宅地	6.0	5.4	3.9	-	亘理町	H24～ H26年度	448人 (134世帯)	非線引き都市計 画区域で 一部用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ○移転元面積（買取面積）：46.3haの一部 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 21.2haの一部 ・大畑浜南北地区 10.2haの一部 ・吉田浜南北地区 14.9haの一部 ○土地利用区分（移転元） <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域内 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・大畑浜南北地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・吉田浜南北地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域の用途地域外 <ul style="list-style-type: none"> 3.9ha ・用途地域内 1.5ha ○移転人口、世帯：448人、134世帯 ○住宅別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅：361人、108世帯 ・公営住宅：87人、26世帯 ○移転元別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 273人、96世帯 ・大畑浜南北地区 140人、27世帯 ・吉田浜南北地区 35人、11世帯 ○移転跡地利用計画 <ul style="list-style-type: none"> ・産業ゾーン ・公園・緑地 ・農業振興ゾーン

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
C地区	吉田舟入北区	集団移転促進事業 及び 災害公営住宅整備事業	住宅地	1.2	1.1	1.1	0.7	亘理町	H24～ H26年度	76人 (19世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	<ul style="list-style-type: none"> ○移転元面積（買取面積）：46.3haの一部 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 21.2haの一部 ・大畑浜南北地区 10.2haの一部 ・吉田浜南北地区 14.9haの一部 ○土地利用区分（移転元） <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域内 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・大畑浜南北地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・吉田浜南北地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域の用途地域外 1.1ha ○移転人口、世帯：76人、19世帯 ○住宅別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅：72人、18世帯 ・公営住宅：4人、1世帯 ○移転元別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 3人、1世帯 ・大畑浜南北地区 36人、7世帯 ・吉田浜南北地区 37人、11世帯 ○移転跡地利用計画 <ul style="list-style-type: none"> ・産業ゾーン ・公園・緑地 ・農業振興ゾーン

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
D地区	吉田南河原地	集団移転促進事業 及び 災害公営住宅整備事業	住宅地	1.0	0.9	0.9	0.7	亘理町	H24～ H26年度	80人 (24世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	<ul style="list-style-type: none"> ○移転元面積（買取面積）：46.3haの一部 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 21.2haの一部 ・大畑浜南北地区 10.2haの一部 ・吉田浜南北地区 14.9haの一部 ○土地利用区分（移転元） <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域内 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・大畑浜南北地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・吉田浜南北地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域の用途地域外 0.9ha ○移転人口、世帯：80人、24世帯 ○住宅別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅：67人、20世帯 ・公営住宅：13人、4世帯 ○移転元別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 3人、1世帯 ・大畑浜南北地区 5人、1世帯 ・吉田浜南北地区 72人、22世帯 ○移転跡地利用計画 <ul style="list-style-type: none"> ・産業ゾーン ・公園・緑地 ・農業振興ゾーン

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
E地区	吉田上塚地区	集団移転促進事業	住宅地	0.4	0.3	0.3	-	亶理町	H24～ H26年度	23人 (7世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	○移転元面積（買取面積） ・吉田浜南北地区 14.9haの一部 ○土地利用区分（移転元） ・吉田浜南北地区 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） ・非線引き都市計画区域の用途地域外 0.3ha ○移転人口、世帯：23人、7世帯 ○移転跡地利用計画 ・農業振興ゾーン ・公園・緑地
F地区	吉田大谷地区	集団移転促進事業 及び 災害公営住宅整備事業	住宅地	0.7	0.7	0.7	-	亶理町	H24～ H26年度	54人 (16世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	○移転元面積（買取面積）：46.3haの一部 ・荒浜地区 21.2haの一部 ・大畑浜南北地区 10.2haの一部 ・吉田浜南北地区 14.9haの一部 ○土地利用区分（移転元） ・荒浜地区 ：非線引き都市計画区域の用途地域内 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・大畑浜南北地区 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・吉田浜南北地区 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） ・非線引き都市計画区域の用途地域外 0.7ha ○移転人口、世帯：54人、16世帯 ○住宅別移転人口、世帯 ・一般住宅：40人、12世帯 ・公営住宅：14人、4世帯 ○移転元別移転人口、世帯 ・荒浜地区 3人、1世帯 ・大畑浜南北地区 5人、1世帯 ・吉田浜南北地区 46人、14世帯 ○移転跡地利用計画 ・産業ゾーン ・公園・緑地 ・農業振興ゾーン

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農 地 面 積	農 振 地 域 面 積	農 用 地 区 域 面 積					
G地区	亘理町	その他施設の整備に関する事業	農業施設	2.3	2.3	2.3	2.3	亘理町	H24～ H25年度	-	非線引き都市計画区域の用途地域外	-
計	-	-	-	13.6	12.6	11.1	3.7	-	-	794人 (240世帯)	-	-

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：A地区-荒浜中野地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亘理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 1.9ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亘理土地改良区と平成24年5月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亘理土地改良区と平成24年5月に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は公共下水道に接続し、雨水排水は調整池で流量調整を行った後、既存の排水施設に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
- 周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亘理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図ることで調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。
- 農業・水産業関連事業や市街地整備事業の完了後、農用地利用計画の変更を行うとともに、用途地域の見直し及び都市施設（都市計画道路、公園等）の変更を行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：B地区-亶理江下地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亶理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 3.9ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亶理土地改良区と平成24年5月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区と平成24年5月に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

○汚水排水は公共下水道に接続し、雨水排水は調整池で流量調整を行った後、既存の排水施設に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
 ○周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亶理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図ることで調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

○いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。
 ○農業・水産業関連事業や市街地整備事業の完了後、農用地利用計画の変更を行うとともに、用途地域の見直し及び都市施設（都市計画道路、公園等）の変更を行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：C地区-吉田舟入北地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亶理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	1.0ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区と平成24年5月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区と平成24年5月に調整済みである。</p>
II	農地・水・環境 保全向上対策	吉田西部	亶理町	524.4ha	H19～ H23	1.0ha	完了	補助	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月に調整済みである。</p>
III	農地・水保管理 支払交付金	吉田西部	亶理町	487.9ha	H24～ H28	1.0ha	実施中	補助	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水については、個別に浄化槽を設置の上、町道沿い排水路に放流する予定である。
- 農業用排水については、亘理土地改良区と確認済みであり、周辺農地での営農に支障が生じないように、集団移転促進事業を実施する。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D地区-吉田南河原地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況									
農 業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種 別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
Ⅱ	農地・水・環境 保全向上対策	吉田西部	亶理町	524.4ha	H19～ H23	0.9ha	完了	補助	災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。 本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月に調整済みである。
Ⅲ	農地・水保全管 理支払交付金	吉田西部	亶理町	487.9ha	H24～ H28	0.9ha	実施中	補助	災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。 本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月に調整済みである。
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>○汚水排水は公共下水道に接続予定である。雨水排水は公共下水道に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。</p> <p>○農業用排水については、亶理土地改良区と確認済みであり、周辺農地での営農に支障が生じないように、集団移転促進事業を実施する。</p>									
③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
○いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：E地区-吉田上塚地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亘理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 0.3ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亘理土地改良区と平成24年5月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亘理土地改良区と平成24年5月に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

○汚水排水は公共下水道に接続予定である。雨水排水は公共下水道に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
 ○周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亘理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図ることで調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

○いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：F地区-吉田大谷地地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亘理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 0.7ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亘理土地改良区と平成24年5月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亘理土地改良区と平成24年5月に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

○汚水排水は公共下水道に接続し、雨水排水は公共下水道に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
 ○周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亘理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図ることで調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

○いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：G地区-浜吉田地区（いちご選果場）

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亶理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	1.9ha	完了	直轄	いちご栽培は、JA亶理（山元町含む）を象徴する特産品であり、いちご団地等の生産基盤復興計画や交通条件などから農業振興に最も優れている本地をいちご選果場用地として確保予定するもの。 本計画に基づき、開発地を事業受益地から除外することについては、亶理土地改良区と平成24年5月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区と平成24年5月に調整済みである。
II	農地・水・環境 保全向上対策	吉田西部	亶理町	524.4ha	H19～ H23	2.3ha	完了	補助	いちご栽培は、JA亶理（山元町含む）を象徴する特産品であり、いちご団地等の生産基盤復興計画や交通条件などから農業振興に最も優れている本地をいちご選果場用地として確保予定するもの。 本計画に基づき、開発地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月に調整済みである。
III	農地・水保全管 理支払交付金	吉田西部	亶理町	487.9ha	H24～ H28	2.3ha	実施中	補助	いちご栽培は、JA亶理（山元町含む）を象徴する特産品であり、いちご団地等の生産基盤復興計画や交通条件などから農業振興に最も優れている本地をいちご選果場用地として確保予定するもの。 本計画に基づき、開発地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月に調整済みである。

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

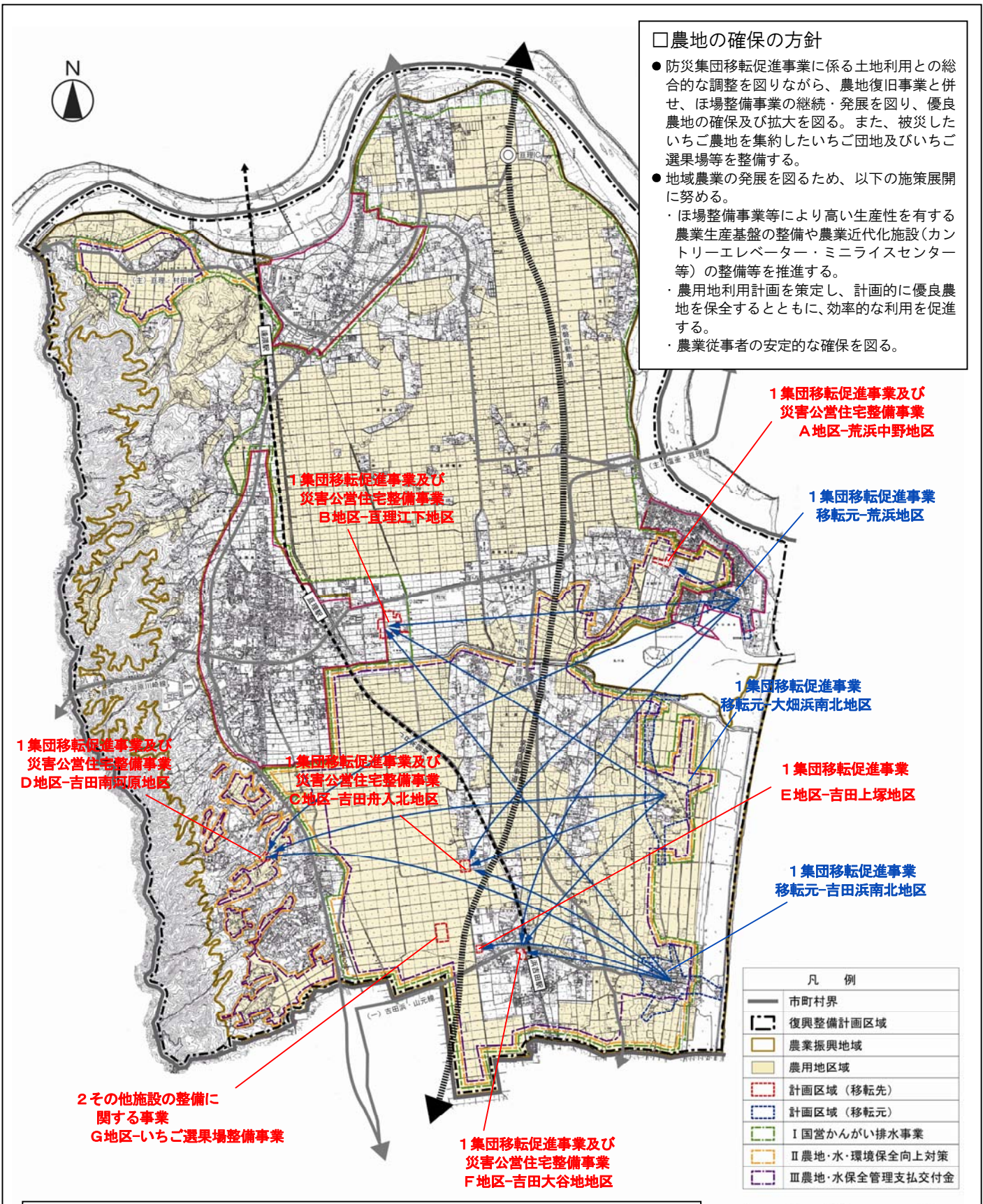
- 汚水排水については、個別に浄化槽を設置の上、いちご団地の造成とともに整備する排水路に放流する予定である。
- 周辺農地の農業用水については、周辺農地への営農に支障が生じないようにいちご選果場敷地の形成を図る。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

農業関係施策状況図



□農地の確保の方針

- 防災集団移転促進事業に係る土地利用との総合的な調整を図りながら、農地復旧事業と併せ、ほ場整備事業の継続・発展を図り、優良農地の確保及び拡大を図る。また、被災したいちご農地を集約したいちご団地及びいちご選果場等を整備する。
- 地域農業の発展を図るため、以下の施策展開に努める。
 - ・ ほ場整備事業等により高い生産性を有する農業生産基盤の整備や農業近代化施設(コントリーエレベーター・ミニライスセンター等)の整備等を推進する。
 - ・ 農用地利用計画を策定し、計画的に優良農地を保全するとともに、効率的な利用を促進する。
 - ・ 農業従事者の安定的な確保を図る。

□農地の利用の方針

- 津波被害を受けた農地及び防災集団移転後の集落跡地は、周辺農地と一体的にほ場整備事業(7地区計約1,170ha)により「農業振興ゾーン」として大区画ほ場の整備を実施し、引き続き水稻を中心とした高い生産性を有する農地利用を図る。
- 浜吉田(約30ha)、開墾場(約30ha)、逢隈(約10ha)のいちご団地(3地区、約70ha)を整備し、いちご栽培を中心とした高付加価値型農業を促進する。また、浜吉田地区のいちご団地の整備とともに、いちご団地等の生産基盤復興計画や交通条件などから農業振興に最も優れている浜吉田地区に「いちご選果場(約2ha)」を整備し、生産から出荷までの一連の流れを有する体制を構築する。

事業実施年度	自平成24年度 至平成26年度
--------	--------------------

亘理町防災集団移転促進事業計画書

都道県名	市町村名
宮城県	亘理町

1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
あらはま 荒浜地区	m ² 212,040 (127,957)	平成24年6月18日 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建 築してはならない。	戸 356	戸 356	戸	当該地区は太平洋、鳥の海湾、阿武隈川により3方を囲まれた地区であり、東北地方太平洋沖地震により浸水深が約5mに達する津波に襲われた。今後、亘理町震災復興計画に基づき津波防災施設が整備された場合でもL2津波襲来時には2m以上の浸水が予想されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
おおはたはまなんぼく 大畑浜南北地区	102,585 (100,351)	平成24年6月18日 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建 築してはならない。	89	89		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3.0～3.5mの津波に襲われた。今後、亘理町震災復興計画に基づき津波防災施設が整備された場合でもL2津波襲来時には2m以上の浸水が予想されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
よしだはまなんぼく 吉田浜南北地区	148,822 (143,330)	平成24年6月18日 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建 築してはならない。	131	131		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3.0～3.5mの津波に襲われた。今後、亘理町震災復興計画に基づき津波防災施設が整備された場合でもL2津波襲来時には2m以上の浸水が予想されるため、安全な地区への集団移転が必要である。

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。
2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。
3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。
4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。
5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。
(位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。
(区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。
宅地（住宅敷地） ……赤（公有地の場合は赤斜線）
宅地（住宅敷地以外） ……青（公有地の場合は青斜線）
農地 ……緑（公有地の場合は緑斜線）

2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性	
	現在	移転	現在	移転	現在	移転		
荒浜地区	戸 356	戸 (139) 356	世帯 356	世帯 (139) 356	人 1,012	人 (395) 1,012	対象世帯のうち移転先住宅団地以外の災害公営住宅（集合形式）への入居を希望する世帯が67世帯あり、移転先住宅団地の240名とあわせ、安全な移転先を決めている移転世帯は307世帯と過半数を超えているため、半数要件は適用しない。	
大畑浜南北地区	89	(36) 89	89	(36) 89	460	(186) 460		
吉田浜南北地区	131	(65) 131	131	(65) 131	429	(213) 429		
計	576	(240) 576	576	(240) 576	1,901	(794) 1,901		

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

(1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											⑤ 合 計	用地選定の理由	整備前の 土地利用 状況
	住宅用地			関連公共施設等用地					公益的施設用地					
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設	④ 住 宅 団 地 に 占 め る 割 合			
	区 画 数	面 積												
あらはまなかの 荒浜中野団地	31	() 9,900	(2,400) 2,400	(12,300) 12,300	4,200	1,200	1,100	1,600	8,100	0	(0.0%) 0.0%	(20,400) 20,400	既存の荒浜市街地の近接地で、多重防御により津波被害に対する安全性が確保された場所	農地
わたりえした 亙理江下団地	108	() 32,900	(6,600) 6,600	(39,500) 39,500	13,700	600	2,000	4,400	20,700	0	(0.0%) 0.0%	(60,200) 60,200	既存市街地に近接し、津波被害がなかった場所	農地
よしだふないりきた 吉田舟入北団地	18	() 5,800	(200) 200	(6,000) 6,000	2,500	1,000	1,200	1,300	6,000	0	(0.0%) 0.0%	(12,000) 12,000	農業施設に近接し二線堤外の比較的利便性の高い場所	農地
よしだみなみかわら 吉田南河原団地	20	() 6,600	(1,000) 1,000	(7,600) 7,600	1,000	0	900	0	1,900	0	(0.0%) 0.0%	(9,500) 9,500	最終避難地に隣接した安全な場所	農地
よしだかみづか 吉田上塚団地	7	() 2,200	(0) 0	(2,200) 2,200	700	0	600	0	1,300	0	(0.0%) 0.0%	(3,500) 3,500	農業施設に近接し二線堤外の比較的利便性の高い場所	農地
よしだ おおやち 吉田大谷地団地	12	() 3,800	(900) 900	(4,700) 4,700	1,800	0	400	0	2,200	0	(0.0%) 0.0%	(6,900) 6,900	農業施設に近接し二線堤外の比較的利便性の高い場所	農地
計	196	() 61,200	(11,100) 11,100	(72,300) 72,300	23,900	2,800	6,200	7,300	40,200	0	(0.0%) 0.0%	(112,500) 112,500		

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。
3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
荒 浜 中 野 団 地	区画 31	戸 9	40	9,900 m ²	319 m ²	
亘 理 江 下 団 地	108	26	134	32,900	305	
吉 田 舟 入 北 団 地	18	1	19	5,800	322	
吉 田 南 河 原 団 地	20	4	24	6,600	330	
吉 田 上 塚 団 地	7	0	7	2,200	314	
吉 田 大 谷 地 団 地	12	4	16	3,800	317	
計	196	44	240	61,200	312	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/①	⑥住宅敷地造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共施設等用地造成費	⑨関連公共施設用地等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共施設等用地面積 =3(1)③						
荒浜中野団地	m ² 18,000	m ² 9,900	m ² 8,100	千円 74,272	千円 4.1	千円 102,080	千円 142,930	千円 67,234	千円 100,656
亘理江下団地	53,600	32,900	20,700	949,600	17.7	337,483	920,353	176,877	543,607
吉田舟入北団地	11,800	5,800	6,000	30,828	2.6	52,431	67,584	52,449	68,124
吉田南河原団地	8,500	6,600	1,900	24,180	2.8	71,171	89,946	17,784	23,189
吉田上塚団地	3,500	2,200	1,300	14,256	4.1	21,233	30,194	12,547	17,842
吉田大谷地団地	6,000	3,800	2,200	38,350	6.4	32,661	56,949	15,297	29,359
計	101,400	61,200	40,200	1,131,486	11.2	617,059	1,307,956	342,188	782,777

(注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値

を記入すること。

2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

※土地の価格は不動産鑑定未実施のため、今後変動する可能性がある。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦ 千円	④分譲地の分譲価格 千円	⑤分譲地の市場価格 千円	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)② ㎡	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦ 千円
	貸付地 区画	分譲地 区画	①合計 区画	貸付地 ㎡	分譲地 ㎡	②合計 ㎡						
荒浜中野団地	31	0	31	9,900	0	9,900	142,930	0	0	319	1	142,930
亙理江下団地	108	0	108	32,900	0	32,900	920,353	0	0	305	1	920,353
吉田舟入北団地	18	0	18	5,800	0	5,800	67,584	0	0	322	1	67,584
吉田南河原団地	20	0	20	6,600	0	6,600	89,946	0	0	330	1	89,946
吉田上塚団地	7	0	7	2,200	0	2,200	30,194	0	0	314	1	30,194
吉田大谷地団地	12	0	12	3,800	0	3,800	56,949	0	0	317	1	56,949
計	196	0	196	61,200	0	61,200	1,307,956	0	0	312	1	1,307,956

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
荒浜中野団地	—	—	—	—	
亘理江下団地	—	—	—	—	
吉田舟入北団地	—	—	—	—	
吉田南河原団地	—	—	—	—	
吉田上塚団地	—	—	—	—	
吉田大谷地団地	—	—	—	—	

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*②	④用地造成 費	⑤分譲地の 分譲価格	⑥分譲地の 市場価格	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥)
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計					
	区画	区画	区画	m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円	千円	千円
荒浜中野団地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亘理江下団地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
吉田舟入北団地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
吉田南河原団地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
吉田上塚団地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
吉田大谷地団地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 870,240	戸 196	対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある
住宅の建設または購入及び住宅用地の購入	住宅の建設等および住宅用地の購入を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、住宅の建設等については利子総額4,440千円、住宅用地の購入については利子相当額2,640千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	0	0	
計		870,240	196	

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
荒浜中野団地	団地内道路	W = 6 m L = 約700m	千円 55,400	千円 55,400
	広場	1箇所 A = 約1,100㎡	15,400	15,400
	汚水施設	管渠 L = 約600m マンホール 汚水枳	33,600	33,600
	飲料水供給施設	配水管 L = 約700m	24,200	24,200
	集会施設	1棟 延床面積145㎡ (木造2階建)	28,000	28,000
	その他必要な公共施設	防災調整池 約1,600㎡	100,800	100,800
	小計		257,400	257,400
亘理江下団地	団地内道路	W = 約6m L = 約2,260m	178,800	178,800
	広場	1箇所 A = 約2,030㎡	28,500	28,500
	汚水施設	管渠 L = 約2,120m マンホール 汚水枳	118,800	118,800
	飲料水供給施設	配水管 L = 約2,060m	71,000	71,000
	集会施設	1棟 延床面積145㎡ (木造2階建)	28,000	28,000
	その他必要な公共施設	防災調整池 約4,400㎡	277,200	277,200
	小計		702,300	702,300

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
吉田舟入北団地	団地内道路	W = 6 m L = 約400m	33,600	33,600
	広場	1箇所 A = 約1,200㎡	16,800	16,800
	汚水施設	管渠 L = 約400m マンホール 汚水枳	22,400	22,400
	飲料水供給施設	配水管 L = 約400m	13,800	13,800
	集会施設	1棟 延床面積145㎡ (木造2階建)	28,000	28,000
	その他必要な公共施設	防災調整池 約1,300㎡	81,900	81,900
	小計		196,500	196,500
吉田南河原団地	団地内道路	W = 6 m L = 約200m	15,900	15,900
	広場	1箇所 A = 約900㎡	12,600	12,600
	汚水施設	管渠 L = 約160m マンホール 汚水枳	9,000	9,000
	飲料水供給施設	配水管 L = 約150m	5,200	5,200
	小計		42,700	42,700

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
吉田上塚団地	団地内道路	W=6m L=約110m	8,800	8,800
	広場	1箇所 A=約600㎡	8,400	8,400
	汚水施設	管渠 L=約100m マンホール 汚水枳	5,600	5,600
	飲料水供給施設	配水管 L=約100m	3,500	3,500
小計			26,300	26,300
吉田大谷地団地	団地内道路	W=6m L=約300m	23,800	23,800
	広場	1箇所 A=約400㎡	5,600	5,600
	汚水施設	管渠 L=約200m マンホール 汚水枳	29,300	29,300
	飲料水供給施設	配水管 L=約300m	10,400	10,400
小計			69,100	69,100
合計			1,294,300	1,294,300

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買取費 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
荒 浜 地 区	m ² (127,957) 127,957	m ² (51,240) 51,240	m ² (32,843) 32,843	円 12,000	円 12,000	円 2,500	2,232,472	○公園・緑地（都市公園） ○産業ゾーン （水産・観光関連） 等
大畑浜南北地区	(100,351) 100,351	(2,234) 2,234	(0) 0	6,400	6,400	0	656,544	○公園・緑地（防潮林） ○農業振興ゾーン 等
吉田浜南北地区	(143,330) 143,330	(5,492) 5,492	(0) 0	6,960	6,960	0	1,035,801	○公園・緑地（防潮林） ○農業振興ゾーン 等
計	(371,638) 371,638	(58,966) 58,966	(32,843) 32,843	8,544	11,318	2,500	3,924,817	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

※土地の価格は不動産鑑定未実施のため、今後変動する可能性がある。

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
荒 浜 地 区 大 畑 浜 南 北 地 区 吉 田 浜 南 北 地 区	住居の用に供する建築物は建築してはならない。 ただし、①ホテル、旅館等の宿泊施設、②医療施設、 社会福祉施設等の建築物、③多人数を収容する公共建 築物で、町長が必要と認める建築物を建築する場合 は、災害危険区域内における災害に対し安全な構造と して規則で定めるものとしなければならない。	平成24年6月18日	

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。
 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。
 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
—	—		千円 —	千円 —
計			0	0

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考
—	—	

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> ・動産移転料 ・移転雑費 ・事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用 等 実費相当額を補助（但し、78万円を限度とする） 	千円 432,120	戸 554	対象戸数に限度額を乗じて積算しているため、実費相当額に変動する。
離農等する者への当座の生計費等	<ul style="list-style-type: none"> ・離農等をする者への当座の生計費等として、 237.2万円を補助。 	52,184	22	
計		484,304	576	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	総事業費	左の財源内訳						備考
						補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地買収	24～25	/	千円 1,131,486	/	/	/	/	/	/	
	住宅団地用地造成	地盤改良盛土	24～25	/	959,247	/	/	/	/	/	/	
	小計				2,090,733	6,304,320	2,090,733	1,568,050	0	522,683	0	
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成		24～26	/	870,240	870,240	870,240	652,680	0	217,560	0	
公共施設整備	公共施設整備	道路、公園等	24～26	○	1,437,920	859,440	1,437,920	1,078,440	0	359,480	0	※
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	宅地、農地の買取り	24	/	3,924,817	/	3,924,817	2,943,613	0	981,204	0	
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備			/	0	298,300	0	0	0	0	0	
移転費助成	移転費助成	移転費助成	24～26	/	484,304	484,304	484,304	363,228	0	121,076	0	
合計					8,808,014	/	8,808,014	6,606,011	0	2,202,003	0	

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。
 2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※宮城県の開発指導要綱に基づく調整池整備による

(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得 の容易性	総合評価	備 考
		円						
計								

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
 - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
 - 3 1つの住宅団地候補地だけでなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
 - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
 - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
 - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

(3) 年度別計画

事業の種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
住宅団地用地取得及び造成	千円 (0) 0	千円 (1,898,884) 1,424,160	千円 (191,849) 143,890	千円 (0) 0	千円 (0) 0	千円 (2,090,733) 1,568,050
住宅建設等助成	(0) 0	(261,072) 195,800	(435,120) 326,340	(174,048) 130,540	(0) 0	(870,240) 652,680
公共施設整備	(0) 0	(742,070) 556,550	(568,240) 426,180	(127,610) 95,710	(0) 0	(1,437,920) 1,078,440
宅地及び農地の買取り	(0) 0	(3,924,817) 2,943,610	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(3,924,817) 2,943,610
農林水産業基盤等整備	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
移転費助成	(0) 0	(145,291) 108,970	(145,291) 108,970	(193,722) 145,290	(0) 0	(484,304) 363,230
合計	(0) 0	(6,972,134) 5,229,090	(1,340,500) 1,005,380	(495,380) 371,540	(0) 0	(8,808,014) 6,606,010

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。